

外貨定期預金規定(自動継続)

1.適用外国為替相場

(1)この預金の払戻しに際し、この預金の通貨以外の通貨に換算する場合には、当社所定の外国為替相場により取り扱います。

(2)為替先物予約

①この預金の払戻しについて、当社が認めた外国為替先物予約(以下「為替予約」といいます。)を締結することができます。ただし、自動継続扱いの外貨預金については、外貨定期預金規定 5(3)にしたがい、自動継続停止の申出後のみ締結することができるものとします。

②為替予約取引の申込み、締結は、テレフォンバンキング取引により当支店に申し出てください。

2.預金の支払時期

この預金は、原則として満期日に解約するものとし、所定の税金を差し引いた後利息とともに支払います。

3.利息

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日におけるこの預金の普通預金の利率によって計算します。

(3)当社がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前に解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金の最低預入額は1通貨単位以上、または付利単位はこの預金の1通貨単位として計算します。

4.預金の解約等

この預金を解約する場合は、テレフォンバンキング取引により当支店に申し出てください。本人確認が完了したものに限り所定の手続を行います。

5.自動継続

この預金を自動継続する場合は、前記 2.から 4.につきましては以下の条項にしたがいます。

(1)この預金は、満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続の利率は、継続時における当社所定の利率とします。

(3)この継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

(4)利息については、以下の条項にしたがいます。

①この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および当社所定の利率(継続の預金については本条(2)の利率)によって計算します。

②継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数について、解約日または書替継続における当社所定の利率によって計算します。

③当社がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前に解約に応じる場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によ

って計算し、この預金とともに支払います。

- ④この預金の最低預入額は**1**通貨単位以上、また付利単位はこの預金の**1**通貨単位とし、**1**年を**365**日として日割りで計算します。

以 上

(**2003**年**9**月**1**日現在)